

千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成二十八年千葉県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(訴訟費用の貸付けの限度額)

第二条 条例第十三条第一項の規定による訴訟に要する費用の貸付け（弁護士に支払うべき報酬その他の訴訟に要する費用の貸付けをいう。以下「訴訟費用の貸付け」という。）は、訴訟一件につき百万円を限度として行うものとする。

(訴訟費用の貸付けの対象となる訴訟)

第三条 訴訟費用の貸付けの対象となる訴訟は、条例第十三条第一項に規定する救助実施者が要救助者又は要救助者の相続人から提起された訴訟（当該救助実施者が所属する法人その他の団体に対してのみ提起された訴訟を除く。）とする。

(貸付金に係る利息)

第四条 訴訟費用の貸付けに係る貸付金（以下「貸付金」という。）は、無利息とする。

(貸付けの申請)

第五条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、当該訴訟に係る訴状の写しその他知事が必要と認める書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、訴訟費用の貸付けの可否及び貸し付ける場合における貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けを決定する場合には、貸付金の貸付けに関し、必要な条件を付することができる。

4 知事は、第二項の決定をしようとするときは、あらかじめ、千葉県救急・災害医療審議会の意見を聴かななければならない。

(貸付金の交付手続)

第六条 前条第二項の規定により貸付金の貸付けの決定を受けた者（次条において「借受決定者」という。）は、知事が必要と認める書類を添付した請求書を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定の取消し等)

第七条 知事は、借受決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する貸付金の貸付けの決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 虚偽その他不正の手段により貸付金の貸付けを受けたとき。
- 三 第五条第三項に規定する貸付けの条件に違反したとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、貸付けが不適當であると認めたとき。

2 知事は、前項の規定により貸付金の貸付けの決定を取り消したときは、当該取消しに係る貸付金を交付せず、又は期限を定めて当該取消しに係る貸付金を返還させるものとする。

(返還の期日)

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める日は、当該訴訟が終了した日から起算して三月を経過した日とする。

(返還猶予の申請)

第九条 条例第十四条第一項ただし書の規定により貸付金の返還の全部又は一部の猶予を受けようとする者は、罹(り)災証明書その他の知事が必要と認める書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の猶予の可否並びに猶予する場合における猶予の期間及び猶予に係る貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

(返還免除の申請)

第十条 条例第十四条第二項の規定により貸付金の返還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、当該訴訟に係る判決書の写しその他の知事が必要と認める書類を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、貸付金の返還の免除の可否及び返還を免除する場合における免除に係る貸付金の額を決定し、これらを申請者に通知するものとする。

3 知事は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ、千葉県救急・災害医療審議会の意見を聴かなければならない。

(延滞利息)

第十一条 知事は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）が正当な理由なく貸付金を返還すべき期日までに返還しなかったときは、当該返還すべき期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十・七五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

(住所の変更等の届出)

第十二条 借受者は、貸付金の返還が完了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があったとき。
- 二 訴訟代理人に変更があったとき。
- 三 当該訴訟の承継があったとき。
- 四 当該訴訟が終了したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

(訴訟の経過等の報告)

第十三条 知事は、当該訴訟の経過及び結果その他知事が必要と認める事項について、借受者に報告を求めることができる。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。